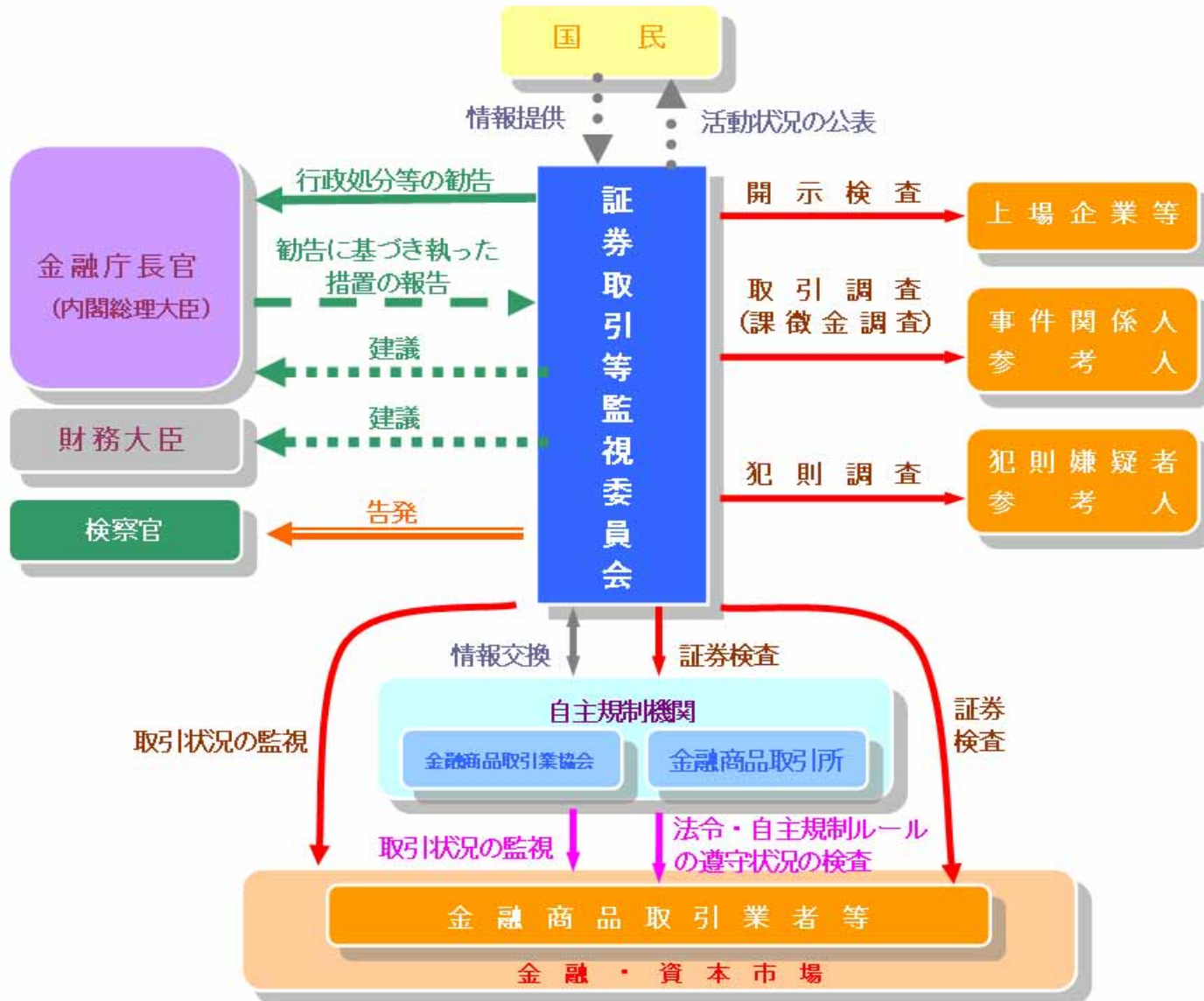


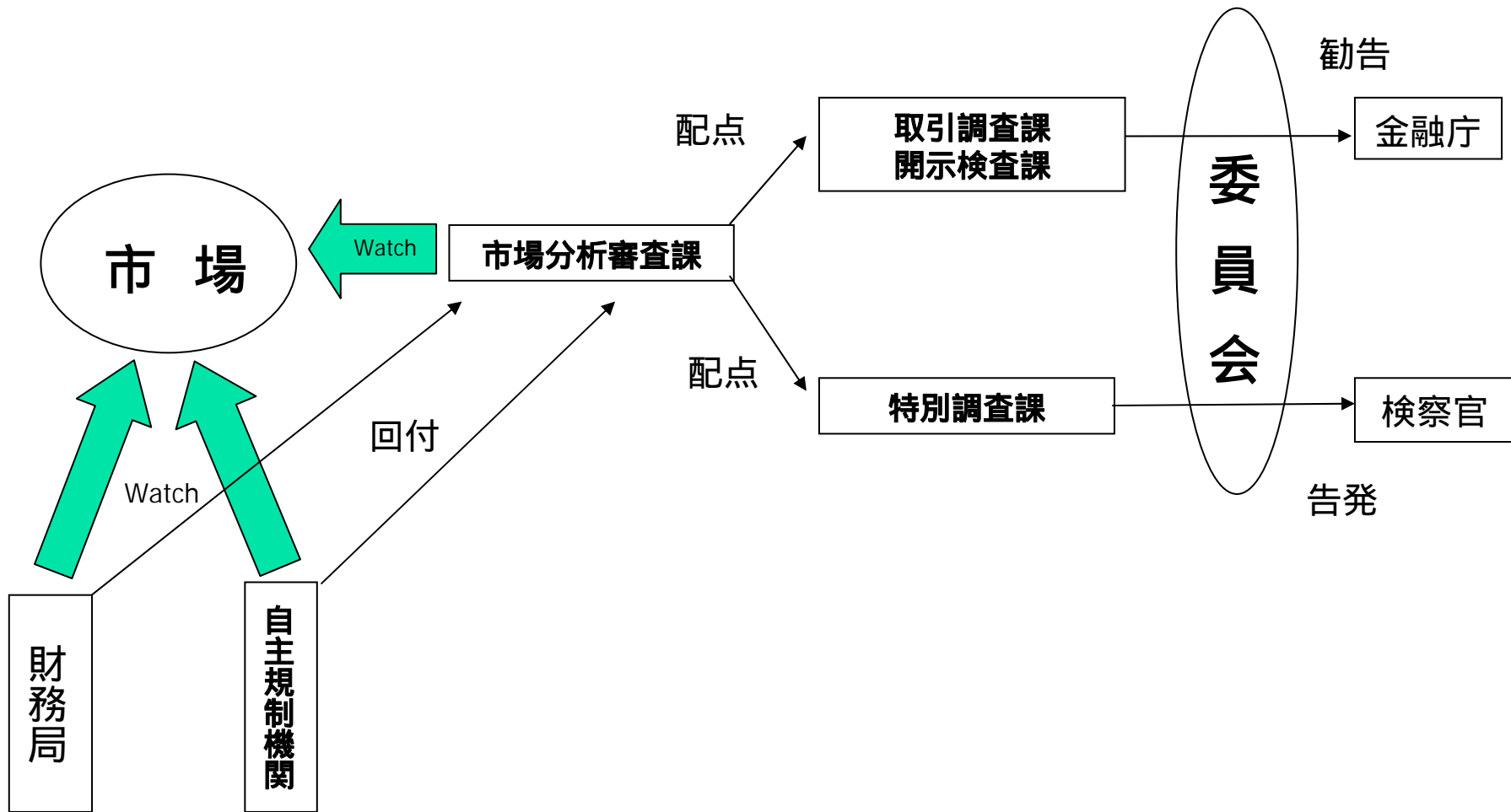
証券監視委の開示検査等に際しての 第三者委員会への期待について

証券取引等監視委員会
総務課長 寺田 達史

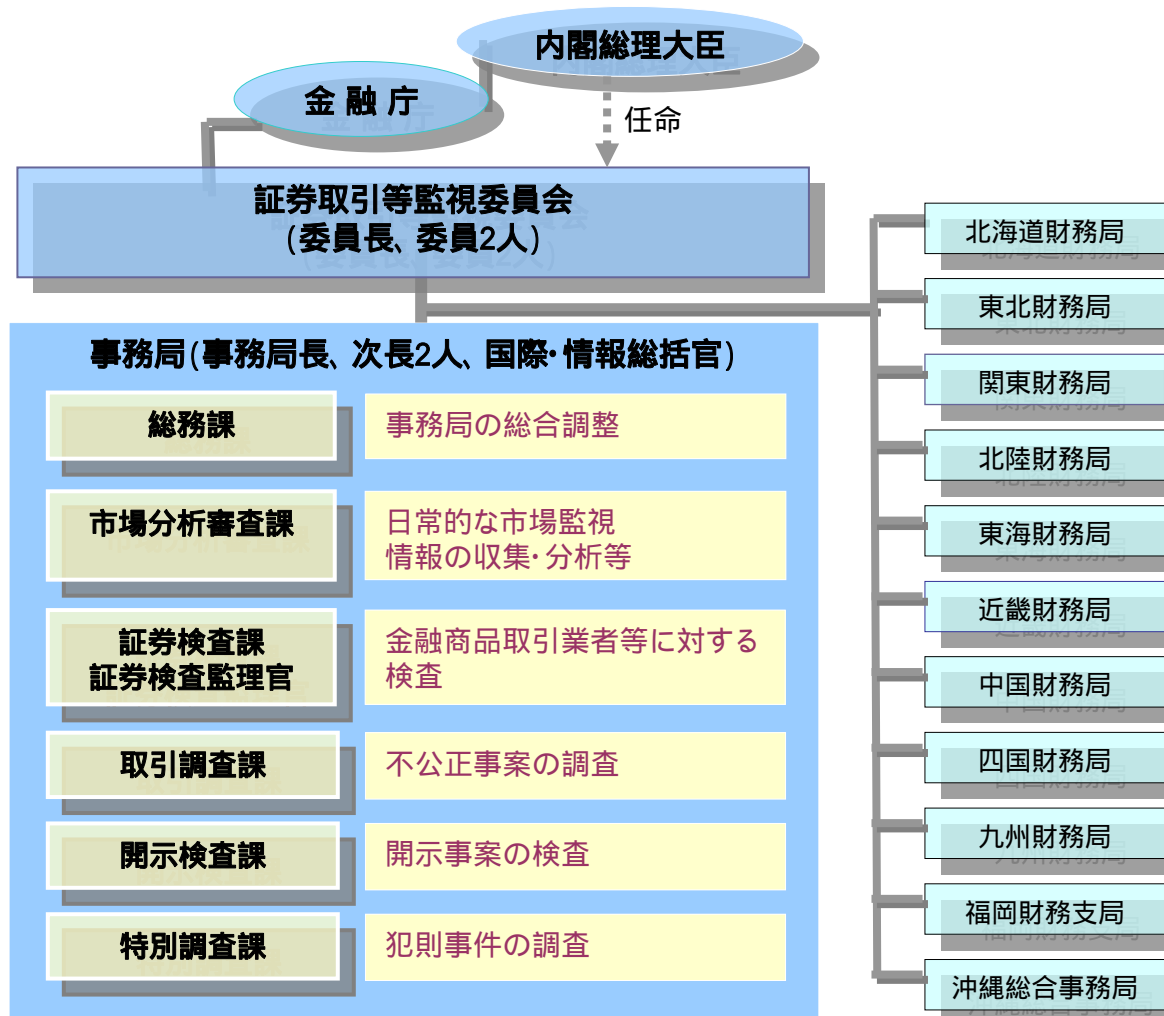
証券監視委の活動概要



市場監視の業務フロー



証券監視委の組織



課徴金勧告・告発の状況

区 分 \ 年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1 (H21.4 ~ H22.3)	H 2 2	H 2 3 (H23.4 ~ H23.9)
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45	15
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19	6
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6	2
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20	7
告 発	11	13	10	13 (4)	17	8	5
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2	1
風説の流布・偽計	1	0	2	2 (0)	3	1	1
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1	1
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4	2

(注1) 20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。但し、23年度は9月まで。

(注2) 20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

第6期活動方針(平成19年9月公表)抜粋

3. 重点施策

(2) 課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

第7期活動方針(平成23年1月公表)抜粋

3. 重点施策

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な 検査・調査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。

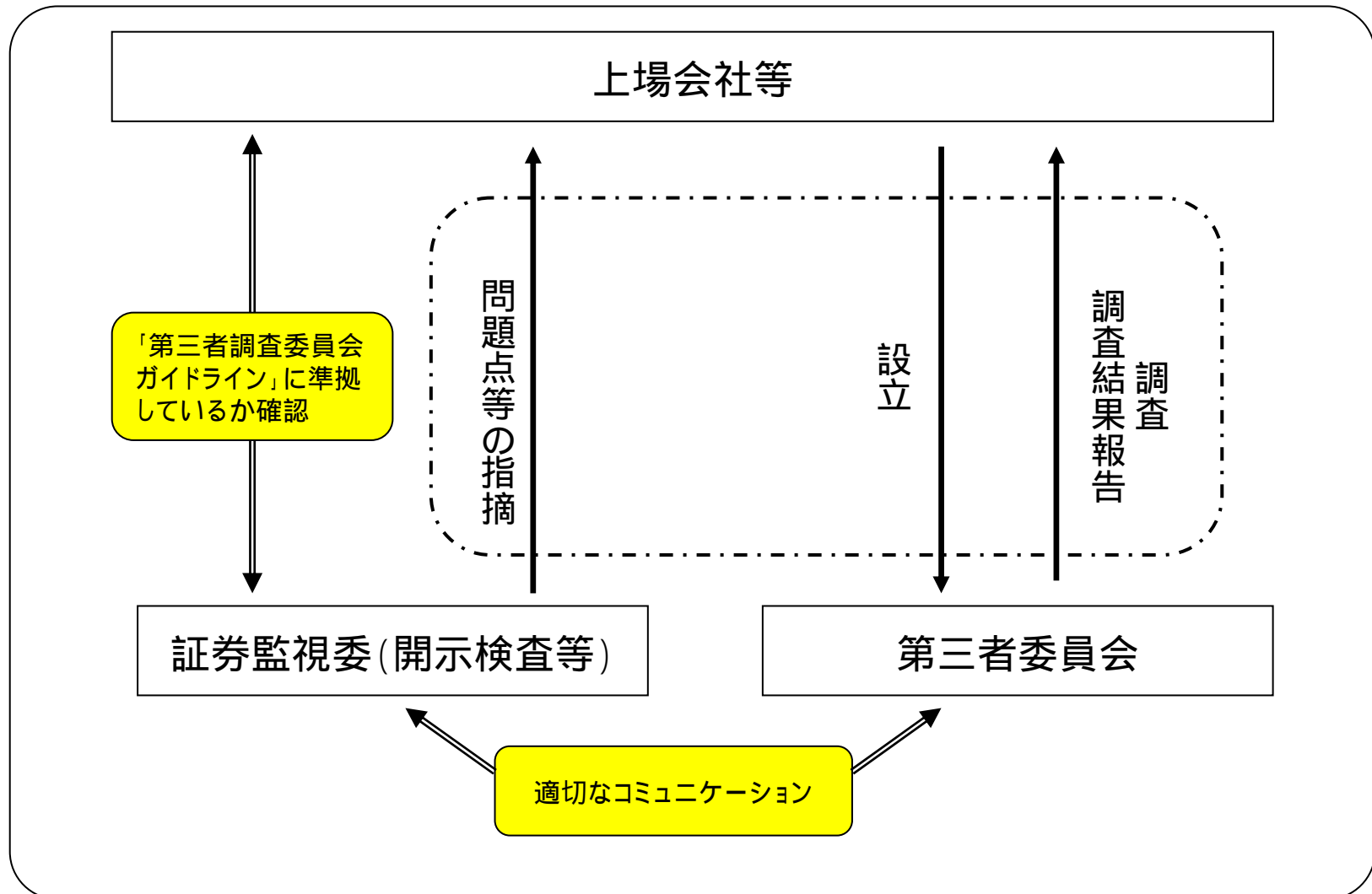
第7期活動方針(平成23年1月公表)抜粋 (続き)

3. 重点施策

(4) 課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

証券監視委と第三者委員会



事例(A社における外部調査委員会設置の経緯等)

- A社では、官庁の任意調査を契機に、過去において不適切な会計処理が行われていた疑いがあることが判明した。
- A社は、過年度の不適切な会計処理と疑われるものの詳細とともに、それがどのような経緯で発生したかについて社内調査を行った。
- A社は、過年度の不適切な会計処理につき、第三者の立場で事実関係及び原因究明の調査を進めるとともに、適切な処理を図ること及び不適切な会計処理を防止するために有効な再発防止策の策定を目的として、外部有識者のみで組成される外部調査委員会を設置することを決定した。

第三者委員会ガイドライン

- 平成22年7月15日付で「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が策定された。
- ガイドライン制定により、第三者委員会の調査項目や調査内容がガイドラインを踏まえたものに。

(参考) ガイドライン制定以前の事例

- 調査期間が短く、社内調査委員会が抽出した取引の確認・検証が目的となっていた事例。
- 前会計監査人が指摘した会計処理の妥当性への疑念に対し、対象会社による適切性の確認(反論)が目的となっていた事例。
- 重要事実該当する情報に係る内部管理体制の不備について、取引所規則等に対する分析が不十分と考えられた事例。

留意点がみられた事例

ガイドライン公表後において、ガイドラインへの準拠ぶりや報告書の実効性等の観点から、留意すべき点がある事例も散見される。

調査期間の長期化

- 委員会の調査すべき範囲等について方針が定まらず、調査開始までに時間がかかる事例
- 調査対象者の逮捕、(調査対象期間中の)会計監査人等関係者の異動等により、調査が進展しない事例

委員の独立性について

- 社外役員が委員に就任し、当該役員へ対象会社から基本報酬が支払われていた事例

委員の専門性について

- 委員の経歴は開示しているが、選任理由として当該事案に係る専門性の説明がない事例
- 金商法関連事案を扱うにもかかわらず、金商法に精通していない弁護士が就任していたり、公認会計士が含まれていない事例

第三者委員会調査報告書の実効性について

- 対象会社が調査に非協力であったため、「取引実態の解明が不可能」という報告書の結論となった事例
- 調査報告書で指摘された過年度決算上の会計処理につき、対象会社が「委員会報告の主張は疑問」と採用しなかった事例

証券監視委ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909